

視察報告書

報告者氏名:伊関功滋

委員会名:総務常任委員会

期 間:令和4年11月8日(火)~10日(木)

視察都市等及び視察項目:

世田谷区:世田谷区の若者施策について

長崎市:まちぶらプロジェクトについて

山口市:所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について
(中心商店街における地域福利増進事業)

所 感 等:

◆世田谷区

面 積:58.05km²

人 口:916,497人(令和4年11月1日現在)

世帯数:492,198世帯

市制施行:1932年(昭和7年)5月7日

◆世田谷区の若者施策について

世田谷区の若者施策について、特に若者の意見聴取、政策反映をどのように検討されているかについて、「希望丘青少年交流センター(アップス)」を訪問し、世田谷区の若者政策、特に若者と行政のつながりを生み出す施策や若者が当事者として主体的になれる施策について話を伺った。



世田谷区では若者支援担当課を設置して中高生から39歳までの若者を支援の対象としている。およそ、本市の倍の児童生徒数約40,000人を擁しているが、中高生、大学生、あるいは社会人の若者たちについては、行政との接点が薄く、関心が低いことが考えられていた。具体的な施策として、引きこもり支援、児童養護施設等を単立つ若者の支援、居場所づくり支援、Cheer!わかものライフガイド、若者支援シンポジウムなどを推進している。

今回、現地の視察をさせて頂いたが、本市でも子ども支援は行っているが、若者の支援の継続性については、色々な部局に分かれており、課題に感じている。やはり話の中で、支援の継続性は重要で、その面を大切にしていた。また、若者の意見を政策に反映する部分については、世田谷区でも中々難しいとのことだった。先に会派で視察した鯖江市でも若者の意見反映は難しいとのことだったが、この辺が実現することがカギの様に感じた。今後も本市での若者意見の行政への反映に注力したい。



◆長崎市

面積:405.86km²

人口:398,836人(令和4年10月1日現在)

世帯数:205,774世帯

市制施行:1889年(明治22年)4月1日

◆まちぶらプロジェクトについて

長崎市は、西九州新幹線の開業、長崎駅の整備、大規模MICE会場のオープン、新市庁舎の供用開始等があり、100年に一度の変革期!として様々な政策を推進している。本市と同様に人口減少に悩む長崎市は、その一環として、



市民を巻き込んだ「まちぶらプロジェクト」を策定し、長崎駅周辺を「陸の玄関口」として、長崎港松が枝周辺を「海の玄関口」として活性化を推進し、長崎の中心部を「まちなか」と捉え、賑わいの再生を図っている。

今回は、実際にまちなかを散策しながら現地調査を行った。まちなかを5つのエリアに分け、コンセプトに沿って地域を活かしながらエリアの魅力づくりに取り組んでいる。また、計画の段階から市民参加を重視した上で「まちぶらプロジェクト」策定している。特徴的なのは、10か年にわたりハード・ソフトの両面

の整備を進めていることで、その規模は、かなり広範囲になっている。今回の視察は、中島川・寺町・丸山エリアを実際に歩いたが、非常に情緒のある街中でよい感じを受けた。



本市で同様な政策を導入するには、歴史の違いやコンセプトをどう決めるかがカギに感じた。まちなかを散策して頂くことは、地域の活性化には当然役立つ話で、コンパクトに纏まっていることは、ポイントに感じた。同様なことはできないが、本市で行っているよこすかルートミュージアムなどにも活用していきたい。

◆山口市

面積:1,023.23km²

人口:192,100人(令和4年11月1日現在)

世帯数:88,258世帯

市制施行:1929年(昭和4年)4月10日

◆所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について

山口市では、中心商店街における整備事業において、所有者不明土地の有効活用が課題になっており、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の活用に取り組んだ。又、国土交通省の「所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査」にも採択されている。



所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法とは、所有者不明土地を公共事業の推進等に活用するために立法された。①これまで利用できなかった所有者がわからない土地を地域のための事業(地域福利増進事業)に利用できるようにするもの②所有者の探索において、市町村長等に土地所有者に関する情報(住民票、固定資産課税台帳等の情報)の提供を請求することができる③都道府県知事の裁定を受けることで、期限を設けて所有者不

明土地を使用できる、ことになる。

山口市では、住宅市街地総合整備事業を進める中で、所有者不明土地の存在が判明、同法の地域福利増進事業の活用検討を開始し調査を行った。地域福利増進事業により法定相続人を把握し、当事者に対し、土地所有者であることの確認作業を行い、その結果、全員の所在が明らかとなり、残念ながら地域福利増進事業における所有者不明土地には該当しないことが判明した。現在、法定相続人に対して寄付依頼を行い、残り 2 名まで来ている。



本市でも市内に多くの所有者不明土地が存在し、所有者不明土地の問題が顕在化している。山口市では、商店街の取り付け道路において公共事業の推進等に活用するために取り組みを行ったが、本市では、宅地地域内に多くの不明土地が存在している。今回の特別措置法では、住宅街の土地については対象外になるため、残念ながら本市に導入は出来ないことが分かった。しかしながら、今後も多くの所有者不明土地は増えていく方向にあるため、何かしらの対応策が必要になると考える。

以上